

# 令和7年度 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業実施要項

## 1 概要

人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が、介護人材確保や人材育成に要する経費の一部を補助する。

## 2 対象法人

下記の(1)～(3)の全てを満たした法人を対象とする。

### (1) 対象地域

本事業の対象となる離島・中山間地域は、鹿児島県内の市町村のうち、下記のいずれかに該当する地域

ア 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

オ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島

キ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

※参考：別添「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域」

### (2) 対象施設・事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、2(1)の対象地域に所在する施設・事業所

### (3) 重複給付の禁止

国や市町村等が実施する各種助成金のうち、同一の支給要件を満たす助

成金等を受給していないこと。

### 3 対象事業概要

#### (1) 地域外からの就職促進支援

介護サービス事業所・施設等の所在する離島・中山間地域以外からの転居に要した費用及び短期間の就労に要する旅費を助成する。

#### ア 要件

##### (ア) 鹿児島県内からの採用の場合

令和7年度から新規に雇用した介護職員に対し下記3点をすべて満たすこと。

- ① 介護職員初任者研修課程を受講させること。
- ② 人材育成（OJT）の計画・実績があること。
- ③ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること。（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者は対象外とする。）

##### (イ) 鹿児島県外からの採用の場合

令和7年度中に新規に雇用した介護職員に対し下記の点を満たすこと。

- ① 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること。（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者も対象とする。）

#### 【留意点】

##### a 人材育成（OJT）について

原則申請法人内で実施するものとする。

##### b 雇用の経緯・形態

補助要件を全て満たす場合においては、新卒・既卒（中途採用）等の雇用の経緯や正規・非正規等の雇用形態については問わない。（ハローワークを介さずに雇用することも可）

##### c 外国人労働者の雇用

介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人も対象とする。

#### イ 対象経費

- (ア) 転居に要した経費（赴任旅費、引越・転出費用等）のうち、法人が負担した経費（人件費、家賃等については対象外とする。）

(1) 採用予定者が、短期間の就労に参加する場合に要する旅費等

(2) 地域外での採用活動支援

介護サービス事業所・施設等が採用活動を実施するために要する経費を補助する。

ア 要件

介護サービス事業所・施設等の所在する地域外で行う採用活動を対象とする。

イ 対象経費

地域外での採用活動に要する経費（地域外での就職説明会の参加費，交通費，宿泊費等）

(3) 介護従事者の資質向上支援

介護従事者の資質向上に係る研修を受講するために要する費用を補助する。

ア 要件

(ア) 地域外で開催される研修を対象とする。

(イ) 介護従事者とは、介護職員のほか、介護支援専門相談員など、介護の現場に従事する者とする。

イ 対象経費

資質向上に係る研修の受講に要する経費（研修受講費，旅費，宿泊費等）

4 補助上限額

1事業所当たり上限800千円（補助率：2分の1）

このうち、3(1)「地域外からの就職促進支援」に係る経費については、新規雇用者1人当たり200千円（補助率：2分の1）

※消費税及び地方消費税を含む。

【対象経費について】

旅費については、法人が定める規定に基づき計算する。ただし、法人の規定が定められていない場合は、県の規定に基づき計算することとする。

5 交付申請

(1) 提出書類

ア 交付申請書（第1号様式）

- イ 経費所要額調書（第 2 号様式）
- ウ 事業計画書（第 3 号様式）
- エ 収支予算書（第 4 号様式）
- オ 振込口座登録申出書（補助金の振込先となります。）
- カ 補助対象経費の金額が確認できる資料（見積書，料金表等）
- キ 法人規程等（該当箇所の写し）

※「地域外からの就職促進支援」に係る申請の場合，上記ア～キに加え，

ク 雇用契約書（写し）

ケ 住民票（写し）

コ 人材育成（OJT）計画書（事業所における既存様式でも可）

（鹿児島県外から既資格取得者を雇用した場合は，上記コの提出は不要）

サ 資格証の写し（鹿児島県外からの既資格取得者を雇用した場合）

※「地域外での採用活動支援」に係る申請の場合，上記ア～キに加え，

シ 補助対象事業の内容が確認できる資料（開催案内・参加申込み書等）

※「介護従事者の資質向上支援」に係る申請の場合，上記ア～キに加え，

ス 参加する研修の内容が確認できる資料（開催案内・参加申込み書等）

## (2) 提出期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）必着

### 【重要 1】

申請後に雇用に至らないケースや雇用直後に退職するケースによる申請の取り下げを防ぐ観点から，3(1)ア「地域外からの就職促進支援」に係る申請を含む場合は，以下の要件を満たし，申請書類が全て揃った段階で申請してください。

○令和 7 年度中に新たに雇用した介護職員について

- ① 3 か月以上継続して雇用し，OJTを実施していること
- ② 介護職員初任者研修の申込みが完了し，令和 8 年 3 月 31 日までに介護職員初任者研修が終了する予定であること。（ただし，鹿児島県外からの既資格取得者を雇用した場合は除く。）

### 【重要 2】

申請が多数の場合は，先着順に受付けます。予算に達し次第受付終了となりますので御留意ください。

## 6 実績報告

### (1) 提出様式

- ア 実績報告書（第 14 号様式）
- イ 経費所要額精算書（第 15 号様式）
- ウ 事業実績書（第 16 号様式）
- エ 収支精算書（第 17 号様式）
- オ 申請経費に係る法人あて領収書
- カ 法人規程等（該当箇所の写し）

- ※「地域外からの就職促進支援」に係る実績の場合，上記ア～カに加え  
キ 人材育成（OJT）実績（社内研修記録の写し等による代用も可）  
ク 介護職員初任者研修受講修了証（写し）  
ケ 在職証明書

（鹿児島県外から既資格取得者を雇用した場合は，上記カ，キの提出は不要）

- ※「地域外での採用活動支援」に係る実績の場合，上記ア～カに加え  
コ 採用活動への参加実績が確認できる資料（成果物，資料，写真等）

- ※「介護従事者の資質向上支援」に係る実績の場合，上記ア～カに加え  
サ 参加した研修の内容が確認できる資料（開催通知等）  
シ 研修受講修了証（写し）

### (2) 提出期限

- ① 全ての事業が完了した日から 20 日以内または②令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日

○「事業が完了した日」とは次のとおりです。

地域外からの就職促進支援：雇用から 3 か月経過し，かつ OJT・初任者研修が終了した日

地域外での採用活動支援：就職説明会への参加又は開催が終了した日

介護従事者の資質向上支援：受講する全ての研修を修了した日

## 7 補助金の請求

実績報告の内容を審査した後，交付確定通知を発行しますので，「補助金

交付請求書（第 19 号様式）」を提出してください。

## 8 留意事項

### (1) 関係文書保存期間

当事業に係る関係書類（領収証等）は、事業を実施する年度の年度末から 5 年間は保存してください。

### (2) 書類の確認

提出書類に不備がある場合は、受け付けできかねますので、申請前に必ず確認してください。

## 9 申請書類等の提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県高齢者生き生き推進課

介護保険室事業者指導係

T E L : 099-286-2687（直通）

E-mail : [k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp)

※郵送の場合「離島・中山間地域における介護人材確保支援事業」と記入してください。